

# 山口県報

平成25年  
7月2日  
(火曜日)

## 目 次

条例	山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	一
	災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例	二
	山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例	二
	過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	一
	山口県使用料手数料条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	二
	山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例	三
	山口県臨港地区区分区内建築物規制条例の一部を改正する条例	四
	山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	五
	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	六

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

### 山口県条例第二十九号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年山口県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「第四百四十三条第一項第四号の二」を、「第四百四十三条第一項第四号の三」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県知事 山 本 繁 太 郎

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県条例第三十号

災害派遣手当に関する条例の一部を改正する条例

災害派遣手当に関する条例（昭和三十九年山口県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十六年法律第百十二号」の下に「。以下「国民保護法」という。」を、「第百五十四条」の下に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条」を加え、「又は国民の保護のための措置」を、「国民の保護のための措置の実施又は新型インフルエンザ等緊急事態措置」に、「同条」を「国民保護法第百五十四条」に、「、武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十四条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁太郎

### 山口県条例第三十一号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第一条 山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の四第一項中「次条」の下に「及び附則第十七条の七」を加える。

附則第五条の四の二第一項中「平成三十五年度」を「平成三十九年度」に、「平成二十五年」を「平成二十九年」に改め、同条に次の一項を加える。

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から平成二十九年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第三項第二号に規定する特定取得に該当する同条第一項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして、「(寄附金税額控除における特例控除額の特例)」を付する。

附則第五条の六中「前条」を「附則第五条の五」に改め、同条を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

第五条の六 平成二十六年から平成五十年までの各年度分の個人の県民税についての第二十七条の三第一項及び第二項並びに前条(これらの規定を次条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第二十七条の三第二項第一号の表中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、前条第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同条第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同条第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

附則第十五条の二第三項中「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五まで」を、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」に改める。

附則第十七条の五の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。)第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第十五条、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第十七条の規定を適用する。

附則第四条第一項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条第三項	附則第四条第一項第二号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第二号
附則第四条第五項	附則第四条第一項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条第一項第一号
附則第四条の二第二項	附則第四条の二第二項第一号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第二項第一号
附則第四条の二第三項	附則第四条の二第二項第二号	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第四条の二第二項第二号
附則第五条の四第一項	附則第五条の四第一項	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第一項
附則第五条の四第三項	附則第五条の四第八項	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第五条の四第八項
附則第十五条第一項	附則第三十四条第一項	附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用される法附則第三十四条第一項
	第三十五条第一項	第三十五条第一項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第三十一条第一項	租税特別措置法第三十一条第一項
附則第十五条の二第三項	第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五	第三十四条の三まで、第三十五条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。)、第三十五条の二、第三十六条の二若しくは第三十六条の五(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第二項の規定により適用される場合を含む。)
附則第十六条第一項	租税特別措置法第三十一条の	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号) 第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第

	三第一項	一 項
附則第十七条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項

附則第十七条の五第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことよつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなつた時の直前にいて旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第十五条の二、附則第十五条の二、附則第十六条又は附則第七七条の規定を適用する。

附則第十七条の七第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から平成二十九年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第一項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」とする。

第二条 山口県税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（第三十九条の十八において「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの  
第三十九条の八を次のように改める。

（利子割の市町に対する交付）

第三十九条の八 知事は、納入された利子割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付するものとする。

第三十九条の十二第一項中「又は租税特別措置法」を、「租税特別措置法」に改め、「の配当等」という。（）の下に「又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）」を加え、同条第二項中「又は上場株式等の配当等」を、「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第三十九条の十五第二項を削る。

第三十九条の十八第一項中「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の特別徴収義務者（次項及び次条において「特別徴収義務者」という。）は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収しなければならない。

3 特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の金額に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

附則第五条の五中「附則第十七条の二第一項」の下に「、附則第十七条の二の二第一項」を加える。

附則第十三条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第二十五条第四項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第一項」を「利子

所得及び配当所得については、第二十五条第一項に、「配当所得の金額（以下）を、利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下）に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第二十五条第四項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、県民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、「の金額」を削り、「第二十五条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第三項中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第十七条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第二十五条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。」を削り、「第四項第一号」を「第三項第一号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

附則第十七条の二第三項を削り、同条第四項中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第十七条の二の三を削る。

附則第十七条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十一の二第一項」に、「特定管理株式（以下この項において「特定管理株式」という。）を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この項において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項において同じ。）」を「当該特定管理株式

等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「、前条及び次条」に改め、同条を附則第十七条の二の三とし、附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十七条の二の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第二十五条第一項及び第二項並びに第二十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(第二十五条第六項の規定により同条第五項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第三項において準用する前条第三項第一号の規定により読み替えて適用される第二十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受けると同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第三項中「附則第十七条の二第一項」とあるのは「附則第十七条の二の二第一項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と読み替えるものとする。

附則第十七条の二の四第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第十七条の二第一項後段」を「附則第十七条の二の二第一項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第



三項中、「附則第十七条の二第一項後段」を、「附則第十七条の二の二第一項後段」に、「株式等に係る譲渡所得等」を、「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第四項中、「附則第十七条の二第一項から第三項まで」を「附則第十七条の二の二第一項及び第二項」に、「配当所得の」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第十七条の二第一項中」を「附則第十七条の二の二第一項中」に改め、同条第五項中、「第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第七項）」を「第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項）」に改める。

附則第十七条の三第一項中、「特定株式（以下この項）」の下に「及び第三項」を、「第三項」の下に「及び第五項」を加え、同条第五項中「第三項」を「第五項」に、「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の二第十項」に、「第三十七条の十二の二第九項」を「第三十七条の十二の二第九項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「から第三項まで」を「及び第二項並びに附則第十七条の二の二第一項及び第二項」に、「同条第一項」を「附則第十七条の二第一項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第十七条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第十七条の二の二第一項」に、「計算した金額（附則第十七条の三第三項）」を「計算した金額（附則第十七条の三第五項）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「附則第三十五条の三第四項」を「附則第三十五条の三第六項」に改め、「金額（）」の下に「第三項又は」を加え、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第十七条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、附則第十七条の二第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第十七条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第十七条の二の二の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（）」とあるのは、「計算した金額（附則第十七条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中附則第五条の四第一項、第五条の四の二及び第十七条の七の改正規定 平成二十七年一月一日

二 第二条中第二十四条第一項、第三十九条の八及び第三十九条の十二の改正規定、第三十九条の十五第二項を削る改正規定並びに第三十九条の十八の改正規定 平成二十八年一月一日

三 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第四項から第六項までの規定 平成二十九年一月一日  
 （県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）附則第五条の六及び第五条の七の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例附則第十七条の五第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

5 山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十年山口県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「公布の日前」との下に「、附則第十七条の二第一項」とあるのは「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年山口県条例第三十一号）第二条の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例（以下この項において「改正後の条例」という。）附則第十七条の二第一項又は附則第十七条の二の二第一項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「改正後の条例附則第十七条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は改正後の条例附則第十七条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例附則第三項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の山口県税賦課徴収条例附則第十七条の三第六項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県条例第三十二号

過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「ソフトウェア業」を「情報サービス業若しくは離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成五年自治省令第一号)第一条各号に掲げる事業」に改め、「情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の」を削り、「第十条で定める」を「第十条各号に掲げる業務に係る」に改める。

第三条第二項中、「(平成五年自治省令第一号)第一条第一項第一号イ」を「第一条第一項第一号イ」に、「製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する設備を構成する減価償却資産のうち同条第二項に規定する対象設備」を「特別償却設備(以下この項及び」に、「対象設備」を「特別償却設備」に改め、「を含むもの(以下この項及び同号において「設備」という。)(」を削り、「当該設備」を「当該特別償却設備」に、「第二条」を「第三条」に改める。

第五条第二号中、「設備」を「特別償却設備」に、「当該新設又は増設に係る対象設備」を「当該特別償却設備」に改め、同条第三号中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条第二項

並びに第五条第二号及び第三号の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。  
(経過措置)

2 平成二十五年三月三十一日以前に離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域内において、ソフトウェア業の用に供する改正前の過疎地域等における県税の特例に関する条例第三条第二項に規定する設備を新設し、又は増設した者並びにソフトウェア業の用に供する同条例第五条第二号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

3 平成二十五年四月一日以後に改正後の条例第三条第二項又は第五条第二号若しくは第三号の規定に該当する行為をした者でこの条例の施行の日から一月を経過する日以前に当該設備又は施設の建設に着手したものに對する改正後の条例第七条の規定の適用については、同条中「当該設備又は施設の建設に着手する前に」とあるのは、「過疎地域等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年山口県条例第三十二号)の施行の日から一月以内に」とする。

山口県使用料手数料条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県条例第三十三号

山口県使用料手数料条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

第一条 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表十五の二の項中「動物取扱業の」を「第一種動物取扱業の」に、「動物取扱業登録申請等手数料」を「第一種動物取扱業登録申請等手数料」に、「動物取扱業登録証」を「第一種動物取扱業登録証」に改め、同表十五の五の項中「又はねこ」を「又は猫」に、「犬ねこ引取り手数料」を「犬猫引取り手数料」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第七号の二口からホまでの規定中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同号オ中「ノ」を「コ」に改め、同号中オをエとし、ネからノまでをオからコまでとし、オの前に次のように加える。

ノ 法第二十五条第三項の規定による命令又は勧告をすること。

別表第七号の二中ツをトとし、ソをウとし、ウの前に次のように加える。

ナ 法第二十四条の二の規定による届出を受理すること。

ラ 法第二十四条の三第一項の規定による届出を受理すること。

ム 法第二十四条の三第二項の規定による届出を受理すること。

別表第七号の二レ中「第二十四条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)(」を加え、同号レを同号ネとし、同号タ中「第二十三条第三項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)(」を加え、同号中タをツとし、ヨをソとし、同号力中「第二十三条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)(」を加え、同号中力をレとし、レの前に次のように加える。

ヨ 法第二十二条の六第二項の規定による届出を受理すること。

タ 法第二十二条の六第三項の規定による命令をすること。

別表第七号の二中ワをカとし、ヲをフとし、ルをヲとし、同号又中「第十六条第一項」の下に、「(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)(」を加え、同号中又をルとし、リを又とし、チの次に次のように加える。

リ 法第十四条第三項の規定による届出を受理すること。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第三十四号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表山口県地域経済活性化・雇用創出臨時特例基金の項の次に次のように加える。

やまぐち地域 活性化促進特 別基金	中山間地域等の活性化を促進す るための施策の推進を図るこ と。	中欄に掲げる設置の目的を達成するため知事が必要があ ると認める経費の財源に充てるとき。
-------------------------	---------------------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県臨港地区区分区内構築物規制条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第三十五号

山口県臨港地区区分区内構築物規制条例の一部を改正する条例

山口県臨港地区区分区内構築物規制条例（昭和四十八年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保安港区」「」の下に「、「マリーナ港区」」を、「保安港区」の下に「、「マリーナ港区」」を加える。

別表商港区の項第三号中「銀行」を「港湾関係者の利便の用に供するための銀行」に改め、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 港湾関係者の利便の用に供するためのホテル及び旅館

七 港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業を営む店舗及び飲食店

八 港湾関係者の利便の用に供するための給油所

別表漁港区の項第九号中「物品販売業」を「漁業関係者の利便の用に供するための物品販売業」に改め、同表保安港区の項の次に次のように加える。

マ	一 法第二条第五項第二号から第五号まで及び第七号から第十号の二までに掲げる港湾施設
リ	二 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、釣り船、遊覧船等（以下「レクリエーション用船舶」という。）のための用具倉庫及び船舶上下架施設
ナ	三 レクリエーション用船舶の利用者のための集会所、事務所、スポーツ又はレクリエーション施設その他知事が指定する福利厚生施設
港	四 海上保安部、警察署、消防署その他知事が指定する官公署の事務所
区	五 レクリエーション用船舶の利用者の利便の用に供するためのホテル、旅館、物品販売業を営む店舗、飲食店その他知事が指定する便益施設

別表修景厚生港区の項第五号中「物品販売業」を「港湾関係者の利便の用に供するための物品販売業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

山口県条例第三十六号

山口県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山口県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年山口県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の表に次のように加える。

相 原 発 電 所	萩市	八二
-----------	----	----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年七月二日

山口県知事 山 本 繁 太 郎

### 山口県条例第三十七号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県山南警察署の項管轄区域の欄中「小郡山手上町」の下に「、小郡新町一丁目、小郡新町二丁目、小郡新町三丁目、小郡新町四丁目、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目、小郡新町七丁目、小郡みらい町一丁目、小郡みらい町二丁目、小郡光が丘」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。